

# かごしまの食グローバルファーマー育成支援事業実施要領

## 第1 目的

- 1 この要領は、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)別表中、かごしまの食グローバルファーマー育成支援事業(以下「本事業」という。)について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、本事業の適切な実施に資することを目的とする。
- 2 本事業は、輸出に意欲のある県産農産物等の生産者の、生産から販売までの様々な段階における輸出先国の規制やニーズに対応したイニシャルコストに係るパッケージ支援及び集出荷事業者との連携による海外市場への新規販路開拓の取組等を支援することにより、輸出に取り組みやすい環境整備とグローバルファーマー(輸出に取り組む生産者)を確保・育成し、県産農産物等の持続的な輸出拡大を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 県産農産物等  
第5で定める対象品目
- (2) 生産者  
第5で定める対象品目を鹿児島県内で生産する者で、輸出に意欲のある者。
- (3) 集出荷業者  
生産者と連携して、輸出用に県産農産物等を集荷し、出荷するとともに、新たに輸出に取り組む生産者の掘り起こしや輸出に関して生産者への助言等が可能な事業者
- (4) 新規販路開拓  
海外における新たな取引先の開拓又は既存取引先との取引品目の拡充等(県内に寄港する国際クルーズ船への供給を含む)

## 第3 事業内容

海外のバイヤー・輸出商社等の実需者からの要望や輸出先国の規制・ニーズ等に対応するための生産体制の構築及び新規販路開拓に必要な経費の一部を支援する。

なお、同一の事業に対する支援は、連続して2年間までとする。ただし、ASEAN諸国(シンガポール、タイを除く)、中東地域及びインドにおける同一の事業に対する支援は、連続して4年間までとする。

## 第4 対象事業者

以下のいずれかの要件に該当する生産者又は集出荷業者で、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイトに登録していることを要件とする。

- (1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者)
- (2) 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者)

- (3) 農業協同組合
- (4) 生産者の組織する団体（規約等を有すること）
- (5) 集出荷事業者（農業協同組合以外の場合は、生産者が含まれる2者以上の連携体として、主体的に協働するための具体的な役割や実施体制等を備えていることが連携する者の間で締結された覚書等で確認できるもの）

## 第5 対象品目

野菜，果物，米，花き及びこれらの品目の低次加工品

## 第6 事業実施期間

この事業は，事業が承認された年度の2月末日までに実施することとする。

## 第7 補助対象経費

- (1) 海外のバイヤー等実需者からの要望に対応するための経費  
（G・GAP，A・GAP等の国際的な認証取得・更新経費，有機JAS認証取得経費，通訳費・翻訳料，機器リース料等，生産資材購入費，ハラール認証取得経費 等）
- (2) 輸出先国の規制等に対応するための経費  
（動植物検疫に係る海外検査官の渡航費・宿泊費，輸出先国が規制する残留農薬分析経費，輸出先国の規制に対応するための防虫ネット等の生産資材費，通訳費・翻訳料 等）
- (3) 海外への新たな販路開拓のための経費  
（商談会や海外市場調査等に係る旅費，国内外営業活動（商談会等への出展，海外バイヤー等の招聘等）に係る経費，通訳費・翻訳料，越境ECサイト構築経費，販売促進用資材作成経費，サンプル送付経費 等）
- (4) 輸出に係る知見やノウハウを習得するための経費  
（専門家等派遣に係る経費，貿易実務講座受講料 等）

※ 以下に掲げる経費は対象外とする

- (ア) 通常の農業生産活動のための経費又は，パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費
- (イ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費（かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業補助金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く。）
- (ウ) 雇用関係にある者の給与，賞与，退職金その他各種手当等
- (エ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (オ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 第8 補助率等

3分の2以内（上限額1,500千円）

## 第9 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、実施しようとする事業について、以下の書類を郵送または電子メールで、知事に提出するものとする。

対象事業者	提出書類
認定農業者	(1) 承認申請書（別記第1号様式） (2) 事業計画書（別記第2号様式） (3) 収支予算書（別記第3号様式） (4) 直近3か年の収支の状況が分かる資料
認定新規就農者	(5) 県税の未納がないことを証明する書類 (6) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる資料 (7) 農業経営改善計画認定申請書及び同計画認定書の写し等
農業協同組合	上記(1)～(6)
生産者の組織する団体	上記(1)～(6)及び以下の書類 ・団体の規約等の写し
農業協同組合以外の集出荷事業者	上記(1)～(6)及び以下の書類 ・事業参画に係る覚書（別記第5号様式） ・自社の概要が分かるパンフレット等資料

### 2 申請書類の提出期限

事業実施計画の提出期限は、別に定める。

### 3 審査

知事は提出された事業計画書について、別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合は計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- (2) 申請書類に不備、不足がある場合
- (3) 申請者と連絡が取れない場合
- (4) 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (5) 申請者が対象事業者及び対象品目の要件に適合しない場合
- (6) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (7) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合

#### 4 事業実施計画の承認

知事は、3の審査終了後、申請者に別記第4号様式にて結果を通知するものとする。

#### 5 補助金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、知事に補助金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で知事にその旨を通知するものとする。

#### 6 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類は承認、不承認にかかわらず返却されないことを了知すること。
- (3) 知事は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする。

### 第10 事業の実施

事業の実施に当たっては、第7の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

### 第11 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（取り扱う県産農産物等を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

### 第12 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う県産農産物等の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この実施要領は令和3年4月16日から施行する。

令和4年4月1日一部改訂

令和6年5月27日一部改訂

令和7年5月8日一部改訂

令和8年3月31日一部改訂

## 別表 配分基準

※各審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内 容	ポイント
1 事業計画の実現可能性	① ほぼ確実に成約が見込まれる販売先を確保しているなど、販売先計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い	10
	② 成約見込みのある販売先から求めに応じるなど計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる	5
2 新規性	① 以下のいずれかの国・地域への輸出に向けた取組である。 (1) シンガポール及びタイを除く ASEAN 諸国 (2) 中東地域 (3) インド	20
	② これまで申請者が取り組んだことのない新たな取組（新たな輸出先国への商流構築・新規品目の輸出等）又は商流の多角化や輸出量の振り分けの見直しなどによる輸出リスク分散の取組である	15
	③ これまで申請者が取り組んだことがあり、継続することにより、新たな販路開拓が期待できる取組である。	10
	④ これまで申請者が取り組んだことのある取組である。	5
3 実績	・ 対象品目の（国内を含めた）年間出荷額合計（実績）が、年間 5,000 万円以上である	5
4 計画	・ 計画している品目の輸出額の伸び（計画／実績）が 200% 以上（実績ゼロの場合は分母に 1 万円を充てる）である。	5
5 かがしまブランド確立運動に係る取組	① 申請者又は申請者の所属団体が、かがしまブランド団体に認定されている。	3
	② 申請者又は申請者の所属団体が、かがしまブランド団体に認定申請中である。	1
6 県内空港・港湾の活用	① これまでも継続的に県内空港・港湾を活用しており、更なる活用が期待できる取組である。	7
	② これまで県内空港・港湾の活用はないが、新たに活用する取組である。	5
計（最大）		50